

思いやり駐車場利用証を交付された方へ

この利用証は、群馬県が実施する「思いやり駐車場利用証制度」に基づき交付されるものです。使用にあたっては、以下の注意事項を守ってください。

○利用対象者

- ・この利用証は、交付された本人が買い物等で思いやり駐車場を利用する場合のみ使用可能です。（ご家族だけの場合には、思いやり駐車場を利用せず、一般の駐車場をご利用ください。）

○有効期限

- ・障害者、高齢者、難病患者の方に対する利用証の有効期限は、交付基準の障害等の状態に該当しなくなるまで有効です。
- ・妊産婦の方の利用証については、利用証に記載された年月が有効期限です。
- ・利用証の交付基準に該当しなくなった場合や有効期限が切れた場合には、速やかに利用証交付窓口にご利用証を返却してください。

○その他

- ・思いやり駐車場が満車の場合には、この利用証を持っていても駐車できないことがあります。その際には、思いやりの心を持って、お互いに譲り合ってください。
- ・この利用証を他人に譲渡、貸与、使用させないでください。
- ・この利用証は、同様の制度を実施する他の府県でも利用することができます。
- ・思いやり駐車場の所在地や同様の制度を実施する都道府県の状況は県のホームページでご案内しています。
ホームページ：<http://www.pref.gunma.jp/02/d4210302.html>
- ・思いやり駐車場利用証は、公共施設や商業施設等の施設に設置されている思いやり駐車場に駐車するためのものです。
- ・思いやり駐車場利用証では、道路上に設置された高齢運転者等専用駐車区画に駐車することはできません。高齢運転者等専用駐車区画に駐車するためには、専用場所駐車標章が必要です。

何か、ご不明な点等ございましたら、下記にご連絡ください。

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県健康福祉部障害政策課社会参加推進係

電話 027-226-2634（直通） FAX 027-224-4776